

○厚生労働省令第七十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二百二十四号を第二百二十七号とし、第二百二号から第二百二十三号までを三号ずつ繰り下げ

、第二百一号を第二百三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百四 四―「二―(三―メトキシフェニル)シクロヘキシル」モルフォリン及びその塩類

第一条中第二百号を第二百二号とし、第二百二十五号から第九十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二百二十四号を第二百二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十六 二―(ピロリジン―イール)―(五・六・七・八―テトラヒドロナフタレン―イール)
―ペンタン―オン及びその塩類

第一条中第二百二十三号を第二百二十四号とし、第八十八号から第二百二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八十七号の次に次の一号を加える。

八十八 一―「(二・二―ジフルオロベンズ「d」―一・三」ジオキソール―五―イール)メチル」ピペラジン及びその塩類

第二条第五号の表中二―(ジフェニルメチル)ピロリジン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

一―「(二・二―ジフルオロベンズ「d」―一・

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

三「ジオキソール―五―イル」メチル」ピペラジ
ン、その塩類及びこれらを含む物

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。